令和８年（フ）第３４２５号
大阪市東淀川区相川２丁目14番16号　パールハイツⅡ　202号
債務者　桂　麻梨子
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４９８号
大阪府枚方市東中振１丁目19番25―203号
債務者　澁谷　正二
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５３９号
大阪市平野区喜連東５丁目１番８―505号
三原方
債務者　嶋崎　裕香
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５７４号
大阪府東大阪市岩田町６丁目５番38号
債務者　三好　友美
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６８０号
大阪市東淀川区豊新２丁目10番22号　塩山マンション　205号
債務者　大友　マキ
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７３７号
大阪府門真市垣内町12番25号　オペルⅢ番館406号
債務者　赤塚　　晶（旧姓迫田）
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７４０号
大阪府豊中市末広町３丁目６番７―102号
債務者　坂口　清隆
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７７３号
大阪府八尾市恩智南町１丁目111番地
債務者　前畑　清美
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８６１号
大阪府豊中市大黒町３丁目14番25号　102号
債務者　谷川　　司
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９３７号
大阪府茨木市西田中町８番21号　メゾン・アエロスタ　308号
債務者　河原　千里（旧姓勝山）
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０４３号
大阪市浪速区恵美須西２丁目６番15―901号
債務者　髙橋サカヱ
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７１５号
広島市安佐北区口田南６丁目20番14号
債務者　中村　吉宏
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９５号
栃木県足利市八幡町３丁目７―12、住民票上の住所栃木県足利市山川町748番地10
債務者　清水　ひろみ
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第６１６号
神戸市中央区筒井町１丁目１番１―825号
債務者　河野　貴史
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７３２号
神戸市須磨区妙法寺字アチ口５番地の５　水谷文化
債務者　山田多加代
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７４３号
神戸市長田区大橋町４丁目４番18―806号
債務者　宗　　隆行
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４４号
鹿児島県南さつま市加世田武田215番地４
債務者　中野　守
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係